

募 集

町ホームページに掲載する 有料広告を募集します

町ホームページに掲載する有料広告を募集します。事業所、企業、店舗の宣伝などに是非ご利用ください。

【掲載位置及び規格】

町トップページ バナー広告

- (1) 大きさ 天地 60ピクセル、左右 150ピクセル
- (2) 容量 4キロバイト以内
- (3) 形式 GIF または JPEG 形式 (アニメーションGIF を除く。)

【募集枠】10枠 (申込先着順)

【掲載料金】1枠月額 町内 8,000円 町外 10,000円

6か月分で申し込みいただいた場合、掲載料金は1回あたり500円を減じた額となります。また、12か月を越えて継続して掲載する場合についても、1回あたりの掲載料金から500円を減じた額となります。更に2枠以上で6か月分を申し込まれた場合は、1回あたり500円を減じた額となります。

【掲載期間】平成22年4月1日から

月の初日から末日までの1か月単位で、最大6か月連続して申し込みできます。

広告の原稿 版下等の作成経費は申込者負担となります。

申し込みについては必要書類がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

【問い合わせ】企画財政課 TEL 68- 2512

お知らせ

3月のB & G健康運動教室

ステップエアロビクス 5日(金) 26日(金)

かんたんエアロビクス 19日(金)

(各回 14:00から1時間程度です)

保険については、各自で加入をお願いします。すでに加入されている方は必要ありません。

【問い合わせ】B&G 海洋センター TEL 68- 4143

3月の心配ごと相談

【期日】 2日(火) [一般・行政・障害者相談]

23日(火) [一般・人権相談]

【場所等】地域福祉センター 9:00~ 12:00

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68- 6725

おんじゅく お知らせ版



発行日 平成22年2月25日 NO. 547

編集 御宿町企画財政課 68- 2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

募 集

御宿町消防団員募集

あなたも消防団に参加して、 自分のまちをみんなと一緒に守りませんか

現在203名の消防団員が、「自分の地域は自分で守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防団活動に取り組んでいます。消防団は、住民の生命・身体及び財産を火災や災害から守るために重要な役割を担っており、阪神淡路大震災や新潟県中越地震などのような大規模災害においても身近な消防団の力が重要になってきています。

消防団員は、町内に居住し、18歳以上47歳未満で健康な方であれば、どなたでも入団できます。多くの方の入団をお待ちしています。

【問い合わせ】総務課 TEL 68- 2511

お知らせ

平成22年春季全国火災予防運動 消えるまで ゆっくり火の元 ならめっこ

【実施期間】3月1日(月)~ 3月7日(日)

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこん炉などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【問い合わせ】総務課 TEL 68- 2511

お知らせ

平成23年歌会始の お題及び詠進要領について

【お題】葉」と定められました。

【詠進歌の詠進要領】

詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で1人1首とし、未発表のものに限ります。

書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。

用紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくても差し支えありません。

病気または身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は以下によることができます。

ア 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

【注意事項】以下の場合には、詠進歌は失格となります。

お題を詠み込んでいない場合及び短歌の定型でないもの
また用紙が縦長の場合

1人で2首以上詠進した場合や毛筆でない場合

詠進歌が既に発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合

詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

住所、氏名、生年月日、職業を書いてないもの、その他この詠進要領によらない場合

【詠進の期間】9月30日(木)まで

郵送可(9月30日消印有効)

【郵便のあて先】〒100- 8111 宮内庁

(封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。)

【問い合わせ】直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日(月)までに問い合わせください。

(ホームページ) <http://www.kunaicho.go.jp/>